

おくやみ ハンドブック



佐野市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な
手続きが確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください
URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/9204>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

佐野市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

佐野市役所 0283-24-5111（代表）

事前準備について

佐野市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



スマートフォンやパソコンから、必要な手続きを簡単に把握できる「おくやみ手続きナビ」もぜひご活用ください。亡くなった方についての質問にお答えいただくことで手続きの場所や必要な持ち物、窓口のご案内をしています。

URL : <https://www.okuyaminavi.net/municipalities/9204>



STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、佐野市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表者及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表者及び喪主、年金請求者）
- ☐ 戸籍謄本（※相続人代表者、亡くなられた方との関係性が分かるもの）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が分かる書類(年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書)
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※令和6年12月2日から被保険者証の新規発行はいたしません。
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主等が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 各種医療費受給資格者証(こども医療、妊産婦医療、ひとり親家庭医療、重度心身障がい者医療)
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

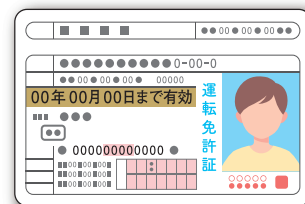
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、年金手帳・基礎年金番号通知書・年金証書、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (37 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(39 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	
3年以内		○相続登記	

佐野市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を失い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	☐	住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	印鑑登録をしていた	
年金	☐	国民年金に加入中の方または国民年金受給中の方に生計を維持されていた子ども(18歳到達年度末までの子)と配偶者がいる	P.8
	☐	国民年金に加入していた	P.9
	☐	厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた	
	☐	年金を受給していた	P.10
	☐	障害者扶養共済制度に加入していた	
	☐	夫であり結婚してから10年以上たっている	P.11
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.12
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた	P.13
介護保険	☐	介護保険被保険者証を持っていた	P.14
	☐	介護保険負担割合証を持っていた	
	☐	介護保険負担限度額認定証を持っていた	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	☐	児童 (18歳に達する日以後の最初の年度末まで(障がい児は20歳未満))を養育している	P.15
	☐	児童 (18歳に達する日以後の最初の年度末まで) を養育している	P.16
	☐	子どもが放課後児童クラブ(こどもクラブ)に入所している	
	☐	児童手当を受給していた	P.17
	☐	児童扶養手当を受給していた (受給者が亡くなった)	
	☐	遺児手当を受給していた	P.18
	☐	特別児童扶養手当を受給していた (受給者 (保護者))	
	☐	児童扶養手当を受給していた (児童が亡くなった)	P.19
	☐	ひとり親家庭医療費助成を受けていた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた (対象児童)	P.20
	☐	こども医療費受給資格証を持っていた	
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳を持っていた	P.21
	☐	療育手帳を持っていた	
	☐	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.22
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	重度心身障がい者の医療費受給資格者証を持っていた	P.23
	☐	自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院医療・育成医療) を持っていた	
	☐	(経過的) 福祉手当を受給していた	P.24
	☐	障害者扶養共済制度に加入していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
税金	☐	普通自動車を持っていた	P.25
	☐	軽自動車を持っていた	
	☐	原付バイク・小型特殊自動車を持っていた	P.26
	☐	126～250ccのバイク（軽二輪）・250ccのバイク（小型二輪）を持っていた	
	☐	土地・家屋を所有していた	P.27
	☐	未登記家屋を所有していた	P.28
	☐	市民税・県民税・森林環境税が課されていた	
	☐	市税に滞納がある	P.29
	☐	国民健康保険税が課されていた	
	☐	軽自動車税が課されていた	P.30
市営住宅	☐	市税を口座振替していた	P.31
	☐	名義人が亡くなった	P.32
	☐	名義人ではない、同居の方が亡くなった	
	☐	名義人が亡くなり、承継できる同居人がいない	
水道	☐	給水装置を所有していた	P.33
	☐	水道を利用していた	
その他	☐	パートナーシップ宣誓制度を宣誓していた	P.34
	☐	農地を相続した	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカード

手続き詳細	期 限
マイナンバーカードは死亡に伴い廃止となります。この場合、返納は義務ではありませんので、不要です。	なし
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	市民課 ☎ 0283-20-3016

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カード

手続き詳細	期 限
住民基本台帳カードは死亡に伴い廃止となります。この場合、返納は義務ではありませんので、不要です。	なし
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	市民課 ☎ 0283-20-3016

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の印鑑登録は死亡に伴い抹消します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0283-20-3016

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入中の方または国民年金受給中の方に生計を維持されていた子ども（18歳到達年度末までの子）と配偶者がいる

手続き 遺族基礎年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族基礎年金は、国民年金加入中または国民年金受給中の方が亡くなった場合、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。	亡くなった日から5年以内
	手続き可能な人 故人の「子のある配偶者」または「子」 ※子とは、18歳到達の年度末までの子、または20歳未満で障害等級1級もしくは2級の障害の状態にある子。婚姻していない場合に限りです。その他の受給条件についてはお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ※ない場合は、請求者の住民票謄本（本籍・続柄記載のあるもの）の写し ☐ 請求者の戸籍謄本 ☐ 死亡診断書のコピー ☐ 請求者の通帳 ☐ 基礎年金番号が分かる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書）	医療保険課 ☎ 0283-20-3019

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き 国民年金死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
3年以上の国民年金保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合、故人と生計を同じくしていたご遺族に支給される可能性があります。	亡くなった日から2年以内
	手続き可能な人
	故人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で故人と生計を同一にしていた方 ※詳しくはお問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ※ない場合は、請求者の住民票謄本（本籍・続柄記載のあるもの）の写し ☐ 故人と請求者の関係を明らかにできる戸籍謄本 ☐ 請求者の通帳 ☐ 基礎年金番号が分かる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書）	医療保険課 ☎0283-20-3019

厚生年金に加入しており、ご逝去された方が生計を維持していた

手続き 遺族厚生年金の請求

手続き詳細	期 限
遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が亡くなった場合、一定の支給要件を満たす場合に、その方によって生計維持されていたご遺族が受けることができます。	支給事由が生じた日の翌日から5年
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
年金事務所へご確認ください。	最寄りの年金事務所

年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求

手続き詳細	期 限
年金を受給している方が亡くなった場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。厚生年金を受給していた方は年金事務所、共済年金を受給していた方は各種共済組合へお問い合わせください。	亡くなった日から5年以内
	手続き可能な人
	故人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等以内の親族で故人と生計を同一にしていた方※詳しくはお問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ※ない場合は、請求者の住民票謄本（本籍・続柄記載のあるもの）の写し ☐ 故人と請求者の関係を明らかにできる戸籍謄本 ☐ 請求者の通帳	医療保険課 ☎0283-20-3019 年金事務所 各種共済組合

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期 限
障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合（障害者扶養共済制度）、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書 ☐ 住民票 ☐ 口座番号確認書類	障がい福祉課 ☎0283-20-3025

2. 年金に関する手続き

夫であり結婚してから10年以上たっている

手続き 寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金被保険者であった夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができます。なお、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受け取ったことがある場合は、請求することはできません。	亡くなった日から5年以内
	手続き可能な人
	故人と10年以上継続して婚姻関係にある妻（事実婚を含む）。ただし、妻が老齢基礎年金を繰上げ受給している場合は請求できない。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（請求者のもの） ☐ マイナンバー確認書類（請求者のもの） ※ない場合は、請求者の住民票謄本（本籍・続柄記載のあるもの）の写し ☐ 請求者の戸籍謄本 ☐ 死亡診断書のコピー ☐ 請求者の通帳 ☐ 基礎年金番号が分かる書類（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書）	医療保険課 ☎0283-20-3019

MEMO

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2 年以内
	手続き可能な人 葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑（葬祭を行った方のもの） ☐ 預金通帳等振込先情報がわかるもの（葬祭を行った方のもの） ☐ 会葬礼状または葬祭領収書 ☐ 委任状（葬儀を行った方以外の方へ振り込む場合）	医療保険課 ☎0283-20-3024

MEMO

3. 保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳等振込先情報がわかるもの（葬祭を行った方のもの） ☐ 会葬礼状または葬祭領収書 ☐ 委任状（葬儀を行った方以外の方へ振り込む場合）	医療保険課 ☎ 0283-20-3024

手続き② 後期高齢者医療高額療養費等の支給申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方的高額療養費等が発生した場合に、相続人代表者となる方が受け取ることができます。	該当の診療月の翌月1日から 2年間
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳等振込先情報が分かるもの（相続人代表者となる方のもの） ☐ 本人確認書類（相続人代表者となる方のもの） ☐ 委任状（申請する方が相続人代表者となる方と異なる場合）	医療保険課 ☎ 0283-20-3024

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方の介護保険被保険者証について、市役所または行政センターの窓口で返却していただく必要があります。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証	介護保険課 ☎0283-20-3022

介護保険負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却してください。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険負担割合証	介護保険課 ☎0283-20-3022

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却

手続き詳細	期 限
介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課 ☎0283-20-3022

5. 子どもに関する手続き

児童（18歳に達する日以後の最初の年度末まで（障がい児は20歳未満））を養育している

手続き① 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が18歳に達する日以後の最初の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（申請者のもの） ☐ 口座番号確認書類（申請者のもの） ☐ 年金手帳（申請者のものも含む） ☐ 戸籍謄本 ☐ 健康保険証（申請者と子ども双方のもの）	こども課 ☎ 0283-20-3023

手続き② 遺児手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が18歳に達する日以後の最初の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、遺児手当を申請することができます。※所得制限があります。	なし
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（申請者のもの） ☐ 口座番号確認書類（申請者のもの） ☐ 戸籍謄本	こども課 ☎ 0283-20-3023

児童（18歳に達する日以後の最初の年度末まで）を養育している

手続き ひとり親家庭医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが18歳に達する日以後の最初の年度末までの場合、ひとり親家庭医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、保険診療の一部負担金を助成します。※薬局を除く医療機関ごとに月500円の自己負担があります。	なし
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（申請者のもの） ☐ 口座番号確認書類（申請者のもの） ☐ 戸籍謄本 ☐ 健康保険証（申請者と子ども双方のもの） ☐ 年金証書（遺族年金受給の場合）	こども課 ☎ 0283-20-3023

子どもが放課後児童クラブ（こどもクラブ）に入所している

手続き 放課後児童クラブ（こどもクラブ）の手続き

手続き詳細	期 限
【公立のこどもクラブをご利用の方】 保護者がひとり親となり、市民税が非課税の場合は、保育料の減免が受けられます。 ※減免を受けるには申請が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども課 ☎ 0283-20-3023

5. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が死亡した場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。 児童が死亡した場合は、職権での消滅または減額となりますので、手続きは不要です。	受給者が亡くなった日の翌日から数えて 15 日以内
	手続き可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（申請者のもの） ☐ 口座番号確認書類（申請者と子ども双方のもの） ☐ 健康保険証（申請者のもの）	こども課 ☎ 0283-20-3023

児童扶養手当を受給していた（受給者が亡くなった）

手続き 児童扶養手当の資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が死亡した場合、資格喪失の届出が必要です。また、未支払分の手当は支給対象児童のうち年長者の方に支給します。今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することが出来る場合があります。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。また、申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 口座番号確認書類（支給対象児童のうち年長者のもの） ☐ 児童扶養手当証書	こども課 ☎ 0283-20-3023

遺児手当を受給していた

手続き 遺児手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
遺児手当の受給者が死亡した場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができる場合があります。※所得制限があります。児童が死亡した場合は、職権での資格喪失または減額となりますので、手続きは不要です。	なし
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（申請者のもの） ☐ 口座番号確認書類（申請者と子ども双方のもの）	こども課 ☎ 0283-20-3023

特別児童扶養手当を受給していた（受給者（保護者））

手続き 特別児童扶養手当の受給者の死亡届・未支払手当請求の手続き

手続き詳細	期 限
【受給者(保護者)が亡くなられた場合】 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた場合、死亡届を提出していただく必要があります。未支払いの手当があれば、代理の方の請求が必要です。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（今後対象児童を養育する方のもの） ☐ 印鑑（今後対象児童を養育する方のもの） ☐ マイナンバー確認書類（申請に関係する全ての方のもの） ☐ 口座番号確認書類（今後対象児童を養育する方のもの）	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

5. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた（児童が亡くなった）

手続き 児童扶養手当の資格喪失届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、資格喪失届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、手当額改定届の提出となります。	なし
	手続き可能な人 児童扶養手当受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（児童扶養手当受給者のもの）	こども課 ☎ 0283-20-3023

ひとり親家庭医療費助成を受けていた

手続き ひとり親家庭医療費受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費助成を受けていた方が亡くなった場合、受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。未請求分の医療費領収書があれば、請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ ひとり親家庭医療費受給資格者証	こども課 ☎ 0283-20-3023

特別児童扶養手当を受給していた（対象児童）

手続き 特別児童扶養手当の資格喪失・金額改定等の手続き

手続き詳細	期 限
【児童が亡くなった場合】 亡くなった方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、資格喪失の手続きが必要です。他に、特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、金額改定の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（受給者（保護者）のもの） ☐ マイナンバー確認書類（受給者（保護者）のもの）	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

こども医療費受給資格証を持っていた

手続き こども医療費受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
こども医療費助成を受けていた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。未請求分の医療費領収書があれば、請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ こども医療費受給資格者証	こども課 ☎ 0283-20-3023

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなった方の身体障害者手帳について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなった方の療育手帳について、市役所の窓口で返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 療育手帳	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなった方の精神障害者保健福祉手帳について、返還していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 精神障害者保健福祉手帳	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

6. 福祉（障がい）に関する手続き

重度心身障がい者の医療費受給資格者証を持っていた

手続き 重度心身障がい者医療費受給資格者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 重度心身障がい者医療費受給資格者証 ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院医療・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院医療・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	なし
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院医療・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

(経過的)福祉手当を受給していた

手続き (経過的)福祉手当の受給資格者の死亡届・未支給手当請求書

手続き詳細	期 限
(経過的) 福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑 (ご遺族のもの) ☐ 住民票 ☐ 障害者扶養共済制度年金証書 ☐ 口座番号確認書類 (ご遺族のもの)	障がい福祉課 ☎ 0283-20-3025

7. 税金に関する手続き

普通自動車を持っていた

手続き 普通自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
普通自動車の所有者が亡くなった場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、運輸支局にご相談することをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
栃木運輸支局へご確認ください。	栃木運輸支局 (安足県税事務所) ☎ 050-5540-2020 (0283-23-1411)

軽自動車を持っていた

手続き 軽自動車の名義変更手続き（相続）

手続き詳細	期 限
軽自動車の所有者が亡くなった場合には、相続人に名義を変更する必要があります。相続人に名義を変更する手続きや必要な持ち物は相続人の人数などによって異なるため、軽自動車検査協会にご相談することをお勧めします。	年度内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
軽自動車検査協会へご確認ください。	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3108

原付バイク・小型特殊自動車を持っていた

手続き 原付バイク・小型特殊自動車の廃車手続き

手続き詳細	期 限
原付バイク・小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	年度内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（窓口に来庁する人のもの） ☐ 標識交付証明書 ☐ 原付バイク・小型特殊自動車のナンバープレート ☐ 戸籍等（相続関係が分かる書類） ☐ 委任状（相続人以外の人に来庁する場合）	市民税課 ☎ 0283-20-3007

126～250ccのバイク（軽二輪）・250cc超のバイク（小型二輪）を持っていた

手続き 軽二輪・小型二輪の廃車手続き

手続き詳細	期 限
排気量126～250ccのバイク（軽二輪）・250cc超のバイク（小型二輪）を使用しなくなったときや所有者が死亡したときなどは、軽自動車届出済証や自動車検査証を返納する手続きが必要です。	年度内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
栃木運輸支局へご確認ください。	栃木運輸支局 ☎ 050-5540-2020

7. 税金に関する手続き

土地・家屋を所有していた

手続き① 相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
土地・家屋の所有者が亡くなった場合、相続人のうち1名を代表者として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続登記が完了するまで有効となります。 相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写し等の提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。担当課までご連絡ください。	概ね3ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
・相続人代表者指定届を提出する場合 ☐ 本人確認書類（相続人のもの） ☐ 戸籍謄本など（相続関係が分かる書類） ・相続放棄された場合 ☐ 相続放棄申述受理通知書 または ☐ 相続放棄申述受理証明書	資産税課 ☎ 0283-20-3009

手続き② 土地・家屋の所有権移転（相続）登記

手続き詳細	期 限
相続により土地・家屋の所有者を変更するためには、法務局にて所有権移転登記を行う必要があります。なお、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。	相続で土地・家屋を取得したことを知った日から3年以内
	手続き可能な人
	相続人、司法書士など
必要なもの	問い合わせ先
(例) ・遺産分割協議書、遺言書 ・被相続人の出生から死亡までの戸籍・除籍謄本 ・相続人の戸籍謄本、印鑑証明書、住民票など ※必要書類はそれぞれの状況に応じて異なります。 詳しくは法務局へお問い合わせください。	所轄の法務局 【佐野市に土地・家屋を所有していた場合】 宇都宮地方法務局足利支局 ☎ 0284-42-8101（代表）

未登記家屋を所有していた

手続き 未登記家屋の所有権移転届

手続き詳細	期 限
被相続人が未登記家屋を所有していた場合には、法務局への相続登記とは別に、市役所の資産税課へ家屋補充課税台帳登録変更届の提出が必要です。 ※未登記家屋とは、法務局に登録されていない家屋をいいます。	書類が準備でき次第
	手続き可能な人
	相続人、司法書士など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（申請者のもの） ☐ 遺産分割協議書、遺言書などの写し ☐ 相続関係図の写し ☐ 新所有者の印鑑登録証明書（写し可）	資産税課 ☎ 0283-20-3009

市民税・県民税・森林環境税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた後に市民税・県民税・森林環境税の納税通知書等が発布される場合は、担当課で調査した後、指定した相続人代表者宛に送付します。 相続人代表者を事前に指定したい場合は「相続人代表者指定届」に必要事項を記入しご提出ください。 相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写し等の提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。担当課までご連絡ください。	納税通知書等発送まで
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
・相続人代表者指定届を提出する場合 ☐ 本人確認書類（相続人のもの） ☐ 戸籍等（相続関係が分かる書類） ・相続放棄された場合 ☐ 相続放棄申述受理通知書 または ☐ 相続放棄申述受理証明書	市民税課 ☎ 0283-20-3008

7. 税金に関する手続き

市税に滞納がある

手続き 市税の納付（納期末到来分も含む）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税等）の納付が済んでいない場合（未到来分も含む）、相続人に納税義務が引き継がれますので、ご納付をお願いします。納付状況等が不明な場合は早めにご相談ください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 亡くなられた方と相続人との関係性が分かる公的書類（戸籍謄本または法定相続情報一覧図）	相続人またはご遺族
	問い合わせ先
	収納課 ☎ 0283-20-3010

国民健康保険税が課されていた

手続き 国民健康保険税の通知

手続き詳細	期 限
国民健康保険税の納税通知書や還付に関する書類は、世帯主または担当課で調査した後、指定した相続人代表者宛に送付します。 税額が変更になるときは、最短で届け出をした翌月に通知を発送します。世帯主及び相続人代表者は納期到来分まで納めたうえで、新たに届く通知をご確認ください。 相続人代表者を事前に指定したい場合は「相続人代表者指定届」に必要事項を記入しご提出ください。 相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写し等の提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。担当課までご連絡ください。	納税通知書等発送まで
必要なもの	手続き可能な人
・相続人代表者指定届を提出する場合 ☐ 本人確認書類（相続人のもの） ☐ 戸籍等（相続関係が分かる書類） ・相続放棄された場合 ☐ 相続放棄申述受理通知書 または ☐ 相続放棄申述受理証明書	相続人代表者となる方
	問い合わせ先
	市民税課 ☎ 0283-20-3007

軽自動車税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に軽自動車税が課税されている場合、軽自動車税の納税通知書や還付に関する書類は、担当課で調査した後、指定した相続人代表者宛に送付します。 相続人代表者を事前に指定したい場合は「相続人代表者指定届」に必要事項を記入しご提出ください。 相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写し等の提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。担当課までご連絡ください。	納税通知書等発送まで
必要なもの	手続き可能な人
・相続人代表者指定届を提出する場合 ☐ 本人確認書類（相続人のもの） ☐ 戸籍等（相続関係が分かる書類） ・相続放棄された場合 ☐ 相続放棄申述受理通知書 または ☐ 相続放棄申述受理証明書	相続人代表者となる方
	問い合わせ先 市民税課 ☎ 0283-20-3007

MEMO

7. 税金に関する手続き

市税を口座振替していた

手続き 市税振替口座の変更（停止）手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座から市税を口座振替していた場合は、口座凍結等により口座振替ができないことがあります。振替口座を変更する場合は、収納課窓口でキャッシュカードを使ってお申込みいただくか、取扱金融機関で手続きをしてください。 市外にお住まいで、口座振替依頼書の郵送を希望する場合は、収納課へお問い合わせください。 また、相続登記による固定資産の所有者変更や相続人代表者の変更があった場合は、現金納付用の納税通知書が届くことがあります。 その際は、再度口座振替の手続きが必要になりますので、収納課へお問い合わせください。	なし
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 口座振替を希望される口座のキャッシュカード、通帳、口座届出印	収納課 ☎ 0283-20-3010

MEMO

8. 市営住宅に関する手続き

名義人が亡くなった

手続き 市営住宅の承継届出

手続き詳細	期 限
亡くなった方が名義人で、同居人が新たな名義人となる場合は承継届出が必要です。承継する場合には、名義人として必要な要件があります。	早めにお手続きください
	手続き可能な人
必要なもの	承継するご遺族
	問い合わせ先
お問い合わせください。	(株)ハルプ・エンタープライズ ☎ 0283-21-6006

名義人ではない、同居の方が亡くなった

手続き 市営住宅の異動届出

手続き詳細	期 限
名義人ではない、同居の方が亡くなった場合は異動届出が必要です。	早めにお手続きください
	手続き可能な人
必要なもの	ご遺族
	問い合わせ先
お問い合わせください。	(株)ハルプ・エンタープライズ ☎ 0283-21-6006

名義人が亡くなり、承継できる同居人がいない

手続き 市営住宅の退去手続き

手続き詳細	期 限
明渡し届出をしていただくほか、立会いのもと退去検査が必要です。退去検査前までには、畳表の張替え、襖の張替え、入居者が破損した部分の修繕等を行っていただきます。また、家具類の搬出のほか、入居中に取り付けたエアコンなど機器類の取り外しや処分を行ってください。電気・ガス・水道などは使用停止の手続きを行ってください。入居時にお預かりした敷金は、未納家賃などがなければ返還します。	早めにお手続きください
	手続き可能な人
必要なもの	ご遺族
	問い合わせ先
お問い合わせください。	(株)ハルプ・エンタープライズ ☎ 0283-21-6006

9. 水道に関する手続き

給水装置を所有していた

手続き 給水装置所有者変更届、給水装置廃止届

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなった場合、相続人等への権利の変更、または権利を破棄する場合に届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 印鑑	上下水道局（水道課） ☎ 0283-22-1696

水道を利用していた

手続き 使用者変更・使用中止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方から、使用者を変更して継続して水道を使用する場合、または、水道の使用を中止する場合は届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	上下水道局（企業経営課） ☎ 0283-22-1696

10. その他の手続き

パートナーシップ宣誓制度を宣誓していた

手続き パートナーシップ宣誓証明書等返還届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がパートナーシップ宣誓をされていた場合、手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	亡くなられた方とパートナーシップを宣誓された方
必要なもの	問い合わせ先
☐ パートナーシップ宣誓証明書 ☐ パートナーシップ宣誓証明カード ☐ 本人確認書類 (申請者)	人権・男女共同参画課 ☎ 0283-61-1140

農地を相続した

手続き 農地相続の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた農地を相続された場合、農地の所在自治体に、届出が必要です。 <u>※相続登記後の手続きとなります。</u>	権利取得を知った時点から概ね10ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人または代理人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 (窓口に来る方のもの) ☐ 相続登記後の土地の登記済証や全部事項証明書 ☐ 代理人の場合は委任状	農業委員会事務局 ☎ 0283-20-3059

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。また、市・県民税の特別徴収（給与からの天引き）税額に残額がある場合はその支払方法（最終給与にて一括徴収または相続人にて支払）についても併せて勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の基礎年金番号通知書（年金手帳、年金証書）、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、請求者の所得の証明書及び住民票謄本（本籍・続柄記載のあるもの）のコピー（マイナンバーが分かる場合は省略可）、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者に18歳到達年度までのお子さんがいる場合には遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	警察署
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
月極で駐輪場を利用している	☐	各契約会社	
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署
不動産登記	☐	土地・家屋の所有権移転 (相続)登記など	所轄の法務局 【佐野市に土地・家屋を 所有していた場合】 宇都宮地方法務局足利支局 ☎ 0284-42-8101(代表)
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の土地・家屋を所有している場合は、市役所の資産税課で「名寄帳の写し」を取得することで、課税対象の土地・家屋のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

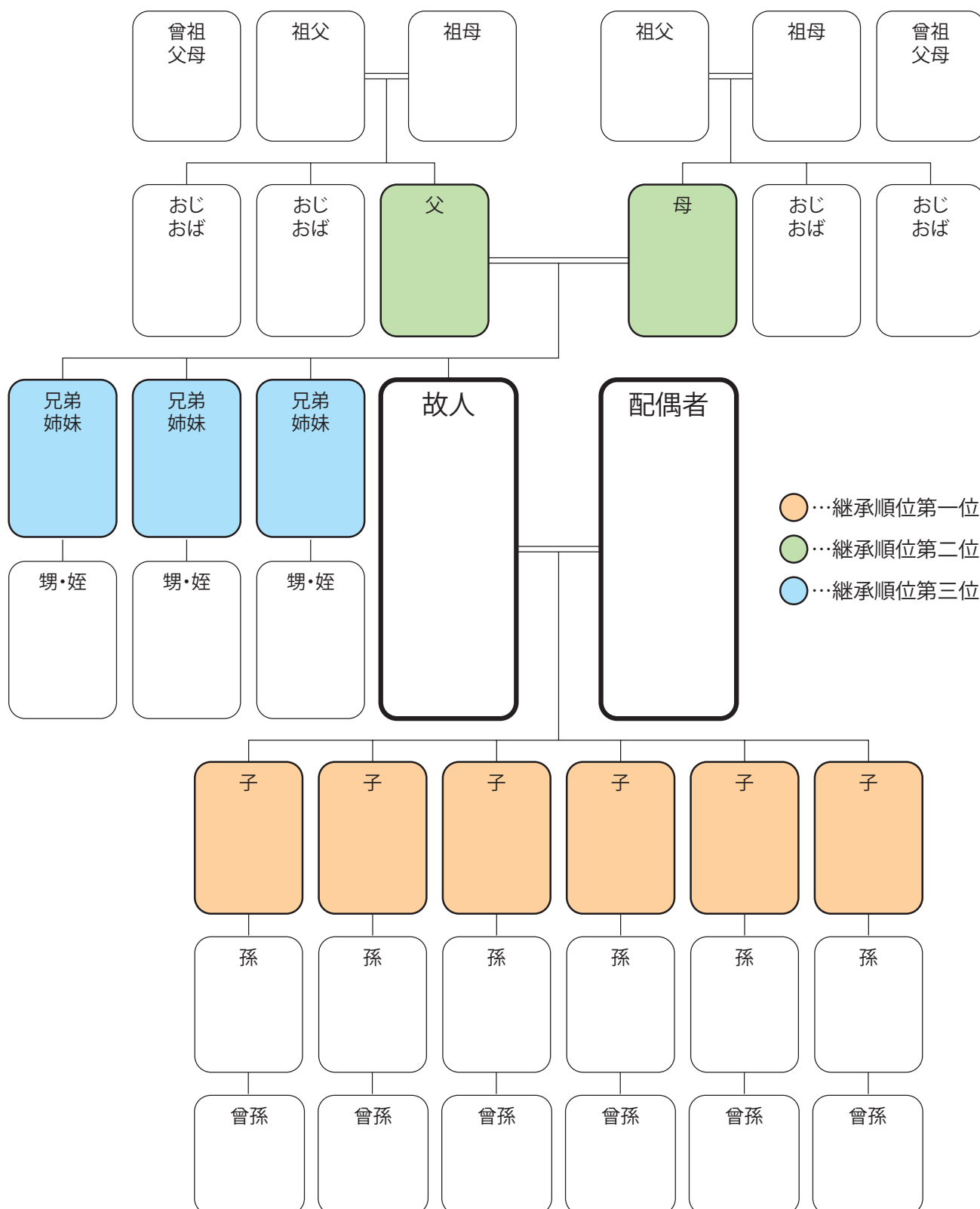
家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記が 義務化されました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

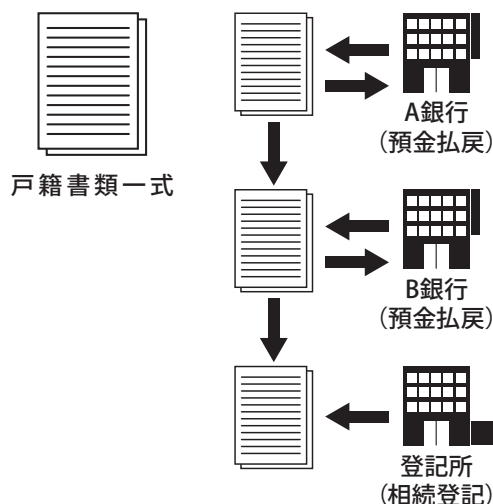
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

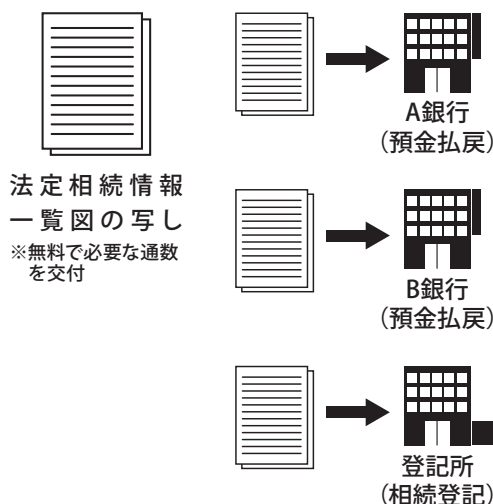
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍(除籍)謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍(除籍)謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

令和6年4月1日から

あなたと家族をつなぐ

相続登記

相続登記の

申請義務化が

スタート!

NEWS

- ◎ 相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も拡大されています。
- ◎ 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- ◎ 相続、登記全般の手続については**専門家への相談**がおすすめです。
栃木県司法書士会「相続登記相談センター（TEL 0120-13-7832）」
- ◎ 登記の手続については、法務局のホームページもご覧ください。



POINT

- 1 相続（遺言も含む。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から**3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。**
- 2 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。



相続登記申請義務化及び手続の詳細内容は、

宇都宮地方法務局

検索

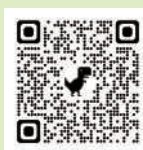
をご覧ください。



宇 都 宮 地 方 法 務 局



028-623-0916



相続登記の申請義務化Q&A

Q 令和6年度から始まった義務化は、私に関係があるの？

相続登記の申請義務化は、令和6年4月1日から始まりましたが、それ以前の相続でも、不動産（土地・建物）の相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。

それぞれのケースに応じ、相続人（ご遺族）で、必要な遺産分割を行い、相続登記を速やかに行うことが、重要です。

相続登記を促進する税制上の措置（100万円以下の土地の相続登記申請の免税措置等）も令和4年4月から、拡充されています。



Q 相続登記の申請って大変？ どのような手順をとればいいの？



不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地を管轄する法務局（登記所）に申請して行います。

手続きは、①遺言書による相続の場合、②遺産分割協議による相続の場合（相続人全員で話し合いをする場合）、③法定された割合による相続の場合（民法に定められた相続割合で相続する場合）など、ケースにより、必要な登記や書類が異なります。

必要な登記の種類は、法務省ホームページでもご案内しています。

Q 相続登記について、更に知りたいときは どうすればいいの？



法務局ホームページで
手続きや様式を案内しています

登記手続
ハンドブック

不動産登記の
申請書様式



専門家への相談を
おすすめしています

●専門家（司法書士・弁護士）に相談
したい場合は、[こちら](#)

日本司法書士連合会の
ホームページ
（登記相談のご案内）



日本弁護士連合会
のホームページ
（法律相談のご案内）



法定相続情報 証明制度

あなたの
相続手続きを
応援します！



多くの方々にご利用いただいております！

面倒な相続手続きを

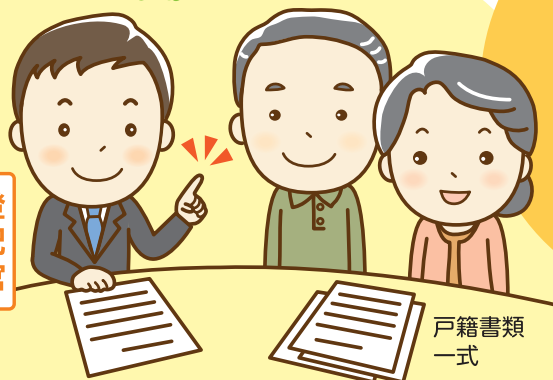
より速く！
より便利に！

未来につなぐ相続登記

不動産の
相続登記を
お忘れなく！

次の世代へのつとめです

登記官



戸籍書類
一式

法定相続情報

被相続人 法務太郎
法務一郎
相続促進子
法務花子
登記 進
登記官 ○○○○ 印

省略可能
戸籍書類一式



銀行



税務署



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続きで戸籍書類一式の提出の省略が可能となります※。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、[法務局ホームページ](#)

[検索](#) をご覧ください。

法務省民事局

出典：法務省ウェブサイト (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)

MEMO

MEMO

佐野市内の相続税申告は、実績豊富な当事務所へ

相続税 申告

- 佐野市内の相続税取扱実績が豊富
蓄積されたノウハウにより、
節税と信頼性を両立した申告を提供
- 料金表方式による税理士報酬事前見積
土地を多数お持ちの方への配慮など、
地方居住者でも割高になりにくい報酬体系
- 税理士が直接担当
担当者変更リスクが低く、
税務調査や二次相続まで安心のサポート



佐野市大和町2596番地
(佐野商工会議所南側)

終 活 サポート

- 生前における財産評価と相続対策
- 地域密着の税理士が身近なアドバイザーとして
長期にわたりサポート

料金表の資料請求や、無料見積のみでも結構です。是非お気軽にお問い合わせください。

小林会計事務所

TEL: 0283-23-6666

営業時間: 平日9:00~17:30 (土日・時間外応相談)

税 理 士 小林久夫

公認会計士
税 理 士

小林裕史



遠くてなかなかお参りできない

子どもに負担をかけたくない

後継ぎがおらず今後は心配



いつかは「墓じまい」 しなければいけない...



そのお悩み、わたしたちにおまかせください!

日本全国
どこでも対応

10,000カ所以上から
最適な供養先を提案

専門スタッフ
が代行



お墓の引越し

& 墓じまいくん

お墓の引越し & 墓じまいくん 5つの特徴

1. 地方や郊外にあるお墓でも簡単に「墓じまい」ができます
2. あらゆる選択肢から最適な供養先をプロがご提案
3. 全国の樹木葬・永代供養墓・海洋散骨・
納骨堂・一般墓をご案内可能
4. ご自身で行うよりもスムーズに執り行えます
5. 寺院との交渉や役所の手続きもお任せください



お見積り・
ご相談無料

まずはお気軽にご相談ください

詳細はホームページへ



0120-260-353

受付時間: 9:00~18:00

HP: <https://ohakahikkoshi.jp/>



運営元: 株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

相続について悩んでいることはありませんか？

ご相談なら、**相続**を専門としている当税理士事務所にお任せください！
初回ご相談（口頭によるもの）は**無料**です。

相続が発生したが、
何をしたらいいかわからない

相続税がかかるのか、
いくらになるのかわからない

不動産(家や土地)の**価値**が
どれくらいになるのか知りたい

相続にはどのような書類が
必要なのでしょうか？



相続開始前の贈与や
節税対策について知りたい

HP はこちらから



長 森 俊 明 税理士事務所

〒327-0842 栃木県佐野市奈良淵町307番地6

☎ fax : 0283-23-1423

営業時間 9:00~17:00

土、日、祝日も対応可能(※要事前予約)



佐野市の皆様へ
地域の皆様に心より
ご満足いただけるよう
精一杯査定させて
いただきます。

即日現金買取

金・
貴金属

ダイヤ・
宝石類

ブランド
バック、
時計、絵画

切手、
骨董品

小判・古銭

携帯・玩具

遺品整理 生前整理 不用品買取

こんなお悩みございませんか？

- ☒壊れた指輪やネックレスでも買取ってもらえますか？
- ☒故障した時計でも買取ってもらえますか？
- ☒鑑定書がなくても、買取ってもらえますか？

お気軽にご連絡ください。

☎ **0120-815-595**

佐野市植下町1090-1

営業時間:10:00~19:00年中無休



金 ブランド 時計 切手 古銭 高価買取

おたからや高萩店

運営会社:
株式会社SMK

MAIL:takahagi@otakaraya.jp

URL:https://takahagi.original-otakaraya.net/shop/

おたからや高萩店 | 検索

古物商 栃木県公安委員会 第411040001271号



お葬式が終わったら
何から始めればいいんだろう？

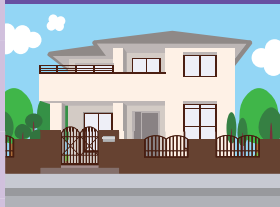
ご葬儀後のご相談窓口

お客様の立場になってお悩みを解決いたします

位牌・仏壇



相続・不動産



遺品整理



法事・法要



お気軽に、みむらへご相談ください

☎ 0120-418798



藤岡セレモニーホール

みむら

有限会社みむら

〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡212-6

【TEL】0282-61-1187

【受付時間】24時間365日対応

【URL】<https://www.mimura-inc.co.jp>

ホームページ



相続に関する手続きでお困りの方は、 相続の手続きを数多く手掛ける 行政書士事務所 夢工房にご相談を！



行政書士事務所 **夢工房**
Administrative scrivener Office

当事務所は、相続人の方の手間を最小限にすることをモットーに、ワンストップで相続の手続きに対応することを強みとしております。お仕事があつて日中動けない方、手続きが面倒で全て任せたい方、遠方の方、といった方に特にお選びいただいております。

提携パートナーと連携し、相続に関する手続きをワンストップトータルサポート！

戸籍取得

預貯金口座の解約・引出

有価証券口座の名義変更

刀剣等の名義変更

遺産分割協議書の作成

遺言書のある相続手続き

債務調査

死後事務手続き

不動産登記（提携司法書士）



相続に強い行政書士事務所
代表 行政書士 荻野 友義

相続税申告（提携税理士）

不動産売却支援（複数見積可）

お片付け

事前見積書のご提供

スピーディーな対応

遺産分割協議書の作成のみ

55,000 円～

相続手続きパック

戸籍取得、相続人の確定、財産目録の作成、
相続関係説明図の作成、遺産分割協議書の
作成、預貯金口座の解約1件

165,000 円～

債務調査（信用情報機関調査）

33,000 円～

提携パートナー費用分

各案件の内容によります。見積書
提供時に合わせてご提示します。

※すべて税込



行政書士事務所 **夢工房**
Administrative scrivener Office

ご相談は無料です。
経験豊富な行政書士が直接ご面談、ご相談に応じます。

栃木県佐野市天明町 2542-1 FAX：0283-55-8195

佐野市ハローワークそば

事前予約制で夜間・休日対応

無料
相談



0283-55-5855

営業時間：9:00～18:00 定休日：土、日、祝日



本誌ご覧のうえお問合せいただいた方、佐野市及び近郊への出張相談無料

家族葬も さがみ典礼 12万円～

(税込価格:132,000円～)



さがみ典礼
イメージキャラクター
加藤 茶さん

さがみ典礼の 会員仮登録

- 特典01 お葬式が! **20%割引**
- 特典02 あんしん! **会費無料**
- 特典03 資料請求・事前相談で **1万円割引**

簡単
3分
会員仮登録は
コチラから

お電話でも会員仮登録ができます
(24時間365日対応)



【資料請求】【事前相談】された方には
お葬儀の際に使える
5,000円割引券を進呈!

こちらの
二次元コードからも
お申し込いただけます。



資料請求された方



葬儀費用が!
5,000円割引!!

事前相談された方



葬儀費用が!
5,000円割引!!

【資料請求】【事前相談】両方合わせて

合計10,000円割引!!



更に!
今なら

「喪主になったら必要な本」プレゼント!

さがみ典礼は
佐野エリアに3会館
ございます!

さがみ典礼
佐野大橋
佐野市大橋町3183-2



JR両毛線「佐野駅」より車で約10分

さがみ典礼
佐野

佐野市富岡町1519-1

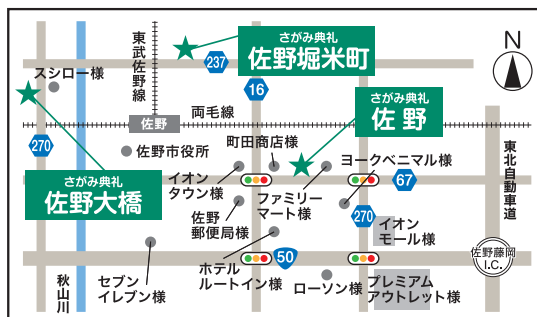


JR両毛線「佐野駅」より車で約6分

さがみ典礼
佐野堀米町
佐野市堀米町188-1



JR両毛線「佐野駅」より車で約3分



さがみ典礼

SAGAMI TENREI

冠婚葬祭互助会 経済産業大臣許可 互第3097号
アルファクラブ株式会社



365日24時間受付

0120-233-013

保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

登録番号：福岡財務支局長（少額短期保険）第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00～17:00



▲Webで
のお申し込みは
こちらから

◆【千の風（1年更新型定期保険）】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」でご確認ください。◆通信販売（非対面による募集）は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」「約款」を必ずお読みください。

ベル少短-資料-2409-001

遺品整理についてお悩みの方へ こんなことまでやってくれるの?とよく言われます。



栃木不用品スピード回収 運営元

株式会社3WIN

お気軽にご連絡、ご相談ください

0120-123-896

〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡1378-3

営業時間:

7:00~19:00(電話受付)

定休日:日曜日

<古物商許可> 栃木県 公安委員会 第411020001812号
一般廃棄物 佐野市 指令環政 第52号

こんなお悩み、ございませんか?

故人の遺品を丁寧に整理したいが時間が取れない
価値のあるものは処分品と分けて欲しい
大切な家族の遺品なので、誠実な業者ではないと
安心して任せられない
家一軒丸ごとの遺品整理を任せたい
なるべく費用を抑えて遺品整理したい
遺品整理と一緒に物件や庭の手入れもお願いしたい
権利書や貴重品などの探索も合わせてお願いしたい

緊急時の連絡先

080-4688-8855



WEBでもっと詳しく確認!!

<https://www.3win-benri.com/company.html>



(株式会社3WIN)

不要品回収・遺品整理・片付けはお任せください!
誠実対応のまごのて便利サービス

相続登記に関するご相談は **司法書士 田中事務所にお任せください**

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

不動産の名義変更のご相談は、登記の専門家である司法書士へ。

相続人に行方不明者・
未成年・認知症の方が
いる場合等の手続き

面倒な相続手続きをお引き受けいたします

遺言書作成など
生前対策に関する
相談をしたい

遺産分割協議書の作成、
土地建物名義変更
預貯金解約、戸籍の収集
相続放棄書類作成



土地が祖父の名義の
ままになっている
土地に古い抵当権が
残っている

女性司法書士が対応。お話をじっくりお聞きます。
お気軽にご相談ください。

＼ HPIはこちらから ／



司法書士田中事務所 司法書士
行政書士

〒327-0821 栃木県佐野市高萩町1300番地1

TEL 0283-86-8214

受付時間:平日9:00~18:00(事前にご連絡があれば、土日時間外の相談も可能です)
U R L:<https://tanaka-shn.com>





弊社は「空き家サポート」の会員です。

相続物件のご相談から売却、 空き家管理まで、 ワンストップで対応させていただきます!

◀こんな時にはお気軽にご相談ください▶

住む人がいなくなって
しまった実家、
売れるかな?

不動産売却

事情により
早期売却を
したい

早期売却・現金化

うちの空き家を
賃貸経営できる?

賃貸経営

空き家を
管理できる家族が
いない

空き家管理

家を相続したが、
どうしたらいい?

相続相談

売りたいけど
広告掲載は
控えたい...

秘密厳守
ご相談ください!



建物外部目視点検



防犯確認



郵便受け確認



雨漏り・カビ確認

大切な資産のお悩みを全面サポート!まずはお話をお聞かせください。



株式会社セキコー

栃木県知事免許(13)第1806号

☎0283-24-6157

栃木県佐野市高萩町702-3

FAX: 0283-24-6457

営業時間: 9:30~18:00 定休日: 水曜日

アパマンショップ佐野店

検索

<https://www.sekiko.jp>



ふ ど う さ ん 不動産にお困りの方

こんなことにお困りではないですか？

空家

の管理が大変

夏の時期は草が伸びてしまっ
て、手間もお金もかかる。

残置物

手が見つからない

遺品の整理がなかなか
終わらず、家財もそのま
まになっている。

税金

の負担が大きい

住んでいないお家の
固定資産税を支払い
続けることができない。

現金化

早急にしたい

手元にまとまったお金が
必要だが、買い手が
早く見つかるか不安。



業界経験豊富
営業スタッフ

すべて

フットワークの
軽い行動力！

お任せください //

無料
査定

スピード
対応

秘密
厳守

※本誌ご持参で、オリジナル売却冊子をプレゼント！

HOUSEDO

お問い合わせは

こちらから



0120-574-266

ハウズドゥ足利寿
株式会社 **たまには**

〒326-0025 栃木県足利市寿町14-1
栃木県知事(1)第5296号
E-mail: info@tamaniwa1017.com



弊社HP



発 行 佐野市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2024 年 10 月

